

富加町特別の理由による任意予防接種費用助成事業について

富加町 福祉保健課

富加町では、骨髄移植手術（造血幹細胞の移植）を受けた影響で、定期予防接種ワクチンの抗体が失われた20歳未満の方を対象に、再接種費用の助成を行っています。

対象者

次の1～2いずれにも該当する方が対象となります。

1. 骨髄移植手術やその他の理由により、接種済みの定期予防接種の予防効果が期待できないと医師に判断されていること。
2. 再度の予防接種を受ける日において、富加町に住所を有し20歳未満であること。

対象となる予防接種（種類と期間）

令和2年（2020）年4月1日以降に再接種した予防接種法（第2条第2項）にて定める定期予防接種が対象となります。※BCGは接種対象外となります。

ロタ（令和2年10月以降対象）・ヒブ・肺炎球菌・四種混合・風しん・麻しん・水痘・日本脳炎・B型肝炎・HPV

なお、定期予防接種の対象年齢時点で未接種であったワクチンについては対象外です。また、以下の予防接種については、接種年齢に上限があります。

ワクチン	再接種時の上限年齢
ヒブ	10歳未満
小児肺炎球菌	6歳未満
四種混合	15歳未満

助成金額

再接種にかかった費用を助成します。

※ただし、富加町の同一予防接種の委託料単価を上限とします。

申請方法：詳しくは、裏面の「助成事業の流れ」をご参照ください。

- ① 再接種を受ける前に、認定申請をする。
- ② 認定されたら、再接種を受け、予防接種費用（全額）を医療機関へ支払う。
※領収書を必ず保管してください。
- ③ 再接種が終了した日から起算して1年を経過する日までに交付申請をする。
- ④ 交付が決定したら、助成金が指定口座に振り込まれる。

《お問い合わせ》

富加町役場 福祉保健課

電話番号：0574-54-2117（直通）



『特別の理由による任意予防接種費用助成事業の流れ』

助成金の支給対象となるのは、再接種を受ける対象者の保護者となります。

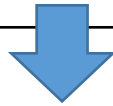
当事業を利用して助成金の交付を希望される保護者の方は、以下のような流れで手続きを行ってください。

【申請窓口】 富加町役場 福祉保健課

- ① 再接種を受ける前に、助成金の交付対象認定を受けるための申請を行います。
福祉保健課の窓口にて、以下の書類を提出ください。

【必要な書類】

- ・ 富加町特別の理由による任意予防接種費用助成金交付申請書（別記様式第1号）
- ・ 富加町特別の理由による任意予防接種費用助成に関する意見書（別記様式第2号）
- ・ 母子健康手帳又は定期予防接種の履歴が確認できるものの写し



富加町より、富加町特別の理由による任意予防接種費用助成対象認定（不認定）決定通知書が届きます。

決定の内容が「認定」となった場合は、再接種が可能となります。

- ② 医療機関にて対象者の再接種を実施します。

《持ち物》・ 任意予防接種費用助成対象認定（不認定）決定通知書（別記様式第3号）

- ・ 健康保険証など住所や年齢がわかるもの
- ・ 母子健康手帳

《支払い》 再接種後は、費用の全額を医療機関にお支払いください。

※その際受け取った領収書（明細書含む）は助成金の支給申請の際に必要となりますので、大切に保管しておいてください。

- ③ 再接種後に、助成金の交付を受けるための申請を行います。

※再接種が終了した日から起算して12月に達する月の末日までに申請を行ってください。

《持ち物》・ 富加町特別の理由による任意予防接種費用助成金交付請求書（別記様式第4号）

- ・ 領収書の原本（医療機関名、接種日、再接種した予防接種の種類が記載されたもの）
- ・ 予診票または母子健康手帳など再接種を受けたことがわかるものの写し
- ・ 振込先の金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人氏名が確認できるもの



富加町より、富加特別の理由による任意予防接種費用助成金交付（不交付）決定通知書が届きます。

決定の内容が「交付」となった場合は、交付決定額が指定された口座に振込まれます。